



これまでの資料の活用を図りましょう。

<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
<p>教職員の意識調査結果 MomGs</p>	<p>特集 子どもの命を守るために</p>	<p>特集 インターネットと人権侵害</p>	<p>同和問題 基礎資料</p>

令和6年度版では…



- 今回新たに加わった人権課題**
- ▶ アイヌの人々の人権
  - ▶ 刑を終えて出所した人等の  
人権
  - ▶ 生活困窮者の人権
  - ▶ 人身取引
  - ▶ 災害時の人権問題
  - ▶ ビジネスと人権

平成31年度版「様々な人権課題」では12の人権課題を取り上げましたが、令和6年度版では18に増えました。この5年間で、生徒指導提要の改訂や「こども基本法」等の新法の施行等があり、人権を取り巻く環境が大きく進展しています。本資料を活用しながら人権課題についての知識や認識をアップデートしていく必要があります。

表紙写真の「アスター」の花言葉は「多様性」です。私たち一人一人も多様な社会の一員として人権課題を学び続けていきましょう。

活用する際のポイント

- 記念日・週間等を行事黒板等に掲載する。  
→ 年間を通して日常的に意識付けを図る。

- 児童生徒の学びのゴールイメージをもつ。  
→ 人権課題を学ぶことを通して、日常生活での実践行動につなげる。

**子どもの人権**

人権教育では、「自分も大切、相手も大切」ということについて学びました。この学びを生かして、これからは相手の気持ちを考えて、言葉や行動、行動できるようにしたいです。相手を大切にすることができれば、友達ももっと仲よくしてくれる気がします。<人権教室に参加した小学4年生の感想から>

**児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）**  
（1989年に国連総会で採択、日本は平成6年批准）  
採択者：国連加盟国（本名「ハルバツク・ゴルドシュミット」）

長い間、「子どもは大人になる途中の未熟な人間」と考えられてきました。子どもは年齢に応じてその能力に発達する部分を探しているという認識があります。そのため、「子どもの権利」を考えると、一人の人間として尊重されるべきであり、子どもとして保護を受ける存在であると認識することが大切なのです。

**こども基本法（令和5年施行）**

日本国憲法及び子どもの権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に問わず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

「子どもの権利条約」の基本的な考え方の「一人の人間として尊重されること」と「子どもとして保護を受ける存在であること」の二つの側面から考えることが大切ではないでしょうか。

子どもの権利条約の4原則とこども基本法の関係	こども基本法
【差別のないこと】 全ての子どもは、性別や種族、人種や国籍、性、意見、障害、経済状況など、どんな理由でも差別されず、法的に定められた権利が認められます。	【第3条の1】 全ての子どもは、その権利を享受され、その権利の行使を受けることができる。
【命を守られ成長できること】	【第10条】 子どもは、その権利を享受され、その権利の行使を受けることができる。

子どもが人権について学ぶには、「子どもの権利」を通じて、まず「人権とは何か」そして、「子どもの権利」について学び、理解を深めることが第一歩となります。

「子どもの権利条約」を学ぶ過程で、児童生徒は、自分のもつ権利について知ると同時に、友達など周りの子どもたちも同じ権利をもつことに気づき、互いの権利を尊重する意識や態度を身に付けていきます。さらに、人権の学びを通して大人にも権利があることを知り、大人と子どもの相互の尊重にもつながります。

**授業を人権尊重の視点に立って見つめ直してみましょう**

児童生徒が安心感や自信をもち、互いのよさを認め、支え合うような授業の雰囲気をつくりたいものです。そのためには、児童生徒一人一人を温かくまなざしで見つめ、そのよさや可能性を伸ばそうとする教職員の基本姿勢「Mom（見つめる・思いをめぐらす・向き合う）」を大切にしましょう。

**人権尊重の視点に立った授業づくりのポイント（本課作成）**  
【次の視点に着目する】

- 1 児童生徒一人一人の「学びたい」という思いや、よりよい自分になろうとする姿を見える。
- 2 全ての児童生徒が安心して学び、学習内容の定着が図られるためにはどうしたらよいかを考える。
- 3 全ての児童生徒が、互いの思いや願いを大事にし、授業を通して高め合う雰囲気づくりをする。
- 4 全ての児童生徒にとってよりよい生き方につながる授業の指導内容・方法の工夫、改善を進める。

- 人権課題に関する現状や法律等を確認する。  
→ 法律が成立した経緯やそこに込められた願いを知ることで自分との関わりを確認していく。

- 自校の取組の点検・評価を行う。  
→ 実践の方向性を全職員で確認する。